

# 殷代青銅武器とその銘文 — 字体・字形からの検討 —

鈴木 舞

## 要旨

殷周青銅器銘文に関する研究では、従来その関心の中心は成文銘をもつ西周青銅容器にある。本稿では、これまで余り顧みられることのなかった殷代武器銘を対象に、その生産に関する考察を行った。

筆者は、これまでに行った検討の中で、殷墟花東 54 号墓出土青銅器群に見られる「長」銘の字体が、器物の用途・器種・器形・紋様によって異なり、その中でも特に武器とその銘文の製作については、字体の選択・装飾性・施紋技法との共通性から、鑄型製作時に紋様を施した者によって行われた可能性のあることを指摘した。本稿は、上記の結果が、当該青銅器群に特有の現象であるのか、それとも殷墟期を通じた現象であるのかを検証すべく、それ以外の有銘青銅武器についても集成・検討を試みたものである。その結果、同銘青銅武器群およびその銘文では、器物そのものの形態・紋様に加え、銘文の字形・字体に統一性が見られることから、これらの各要素の定められたモデルに基づいて量産された可能性を考えた。群を成さない武器の銘文もまた、しばしば鏡文字が使用されて一個体内で同一字形の繰り返しや線対称の意識が見られること、銘文・紋様間において鑄型上での線の幅や彫りこみ方に共通点が見られること、銘文・紋様ともに緑松石の象嵌が見られることなどの特徴が見られた。これらは皆、容器銘には見られない特徴である。なおかつ、これらの特徴が殷墟 3～4 期の武器銘に偏って見られたことから、前稿で明らかになった殷墟 2 期末における武器生産のあり方が殷墟後半期にも引き継がれたと考えた。

本稿は東京大学文学部列品室所蔵「青銅製容器破片」（登録番号 c118）の資料紹介も兼ねている。本遺物は収蔵以来「青銅製容器破片」とされてきたが、実際には青銅製盃式戈の内部分の破片であること、また内の両面には紋様と「垂眞」銘を持つことが分かった。また、各種金文著録に掲載された類似資料と比較検討した結果、当該遺物が 1940 年前後に安陽で出土した複数点の銅戈のうちのひとつである可能性が指摘できた。

## 1. はじめに

殷周青銅器銘文に関する研究は、従来その多くが容器銘に関するものであった。また、「殷周青銅器銘文」と称されるものの、その関心の中心は成文銘をもつ西周青銅器銘文にある。実際のところ、殷代青銅器ではその後期に 1 字～数字の銘文（これは凶象銘と称される）が現れ、殷末期に至りようやく成文銘が出現する。銘文の字形に関する研究もまた、例えば日本の学界では 1970 年代に青銅器の真偽判定のための基準として研究が開始されたが、その関心は主に西周青銅器の銘文に向けられた。本稿では、このような研究状況の中、従来余り顧みられることのなかった殷代武器銘を対象に、その生産に関する考察を行った。

筆者はこれまでに殷墟花東 54 号墓から出土した青

銅器群の「長」銘の形態差について分析したことがある<sup>1)</sup>。その結果、当該青銅器群では、器物の用途・器種・器形・紋様に対応する形で、異なる字体を選択したことが分かり、これを手掛かりとして殷墟 2 期末における当該青銅器群の製作の際には、容器と武器では各製作工程における分業のあり方が異なっていたと結論付けた。すなわち、容器生産では銘文の製作が施紋工程から独立したものであったが、一方、武器生産においては、紋様を施すことと銘文を施すことが同一の工程として見なされていた可能性がある。なぜならば、武器銘では絵画的要素の強い字体や簡単な字体を使用すること、鏡文字の使用、製作技法上での紋様との類似性、銘文・紋様ともに緑松石が象嵌されることなどから、紋様を施した者が銘文も施した可能性を指摘できるからである。特に武器銘の特徴としては、一

個体上にしばしば2つの銘を施し、また両者がほぼ同一の字形を用いることから、ひとりの製作者によって銘文が繰り返し施された可能性も指摘した。これは、従来の青銅容器を中心とした銘文研究で、一個体上では同一字形は繰り返されることはないと言われていたのとは異なる現象である(岳ほか2012)<sup>2)</sup>。

また、同一器形の武器同士を比較すると、器物の形態・寸法・紋様が同一であるだけでなく、銘文までもが字形レベルでほぼ等しいことが分かり、武器製作においては、器物本体・紋様・銘文までが規定されたひとつのモデルに従って、複数個体を生産したと考えた。

本稿では、上記の結果が、花東54号墓青銅器群に特有の現象であるのか、それとも殷墟期を通じた現象であるのかを検証すべく、それ以外の有銘青銅武器群についても集成・検討を試みた。もし前者であれば花東54号墓青銅器群を製作した一時期の一工房内における青銅器の製作状況を反映するものでしかない。しかし、もし後者の結果が出るとすれば、当時の青銅器生産のあり方におよぶ問題となり得る。また、有銘武器は戈に多いが、鏡文字を使用することで紋様のような対称性をもつこと、施紋技法との共通性、緑松石の象嵌などの特徴については、群を成さない単独の有銘銅戈を材料として検証することも可能である。そもそも群を成すことが稀である銅鉞についても、この検討方法は有効であろう。本稿では、単独で存在する有銘戈・鉞についても集成を試みた。

## 2. 殷周金文の文字の形態差に関する研究史

本節では、殷周金文の文字の形態差に関する先行研究をふりかえることで、文字の形態差に何が反映されているのかということ整理し、本稿での検討の方針を示したい。

この種の研究は青銅器の真偽判定に端を発する(伊藤ほか1976)。西周時代に属する青銅器の銘文どうしであっても、個体によって文字の風格に差の認められることが注目され、これを青銅器の真偽判定の材料にしようとした。その後、松丸はこのような文字形態の差異を、文字の整っているものが本物、文字の拙いものは偽物というだけの議論に終始させるのではなく、工房に由来する問題として捉えた。つまり、文字の整った青銅器は周の王室工房で製作されたもの、稚拙な文字の使われる青銅器は諸侯工房で製作されたとする考え方である(松丸1980)。王室工房―諸侯工房という松丸のモデルは、その後発見された西周諸侯墓地出土の青銅器群によって裏付けられていった。例えば、陝西省宝鶏市で発見された獯国墓地出土青銅器

について、角道が銘文の字体に差異のあることを指摘しており(角道2008)、その後近藤はさらに分析を加えた(田畑・近藤2010)。

西周青銅器銘文に関する研究が上記のように進んでいったのに対し、殷代青銅器銘文を対象とした議論は、1976年多数の同銘青銅器が初めて一括出土した婦好墓青銅器群の発見に始まる。婦好墓に副葬された210点もの青銅礼器の多くに「婦好」という銘が見られた。鄭らはこれをその配列や字形に基づき分類し、抽出された各まとまりを各人の「筆跡」の違いとし(鄭・陳1983、1985)、またバーナードも配列による分類を行った(Barnard1985)。さらに難波は、器の型式・紋様の分類と銘文の分類の対応関係について分析し、青銅器の生産現場の復元を試みた(難波1992)。すなわち、婦好墓出土の一部の青銅器群について、器の型式や紋様の選択と字体や文字配列の選択に相関性が見られることを指摘し、同一型式の青銅器を作る際には、青銅器そのものだけでなく、銘文についても、その内容・配列・字形の定められた「模範例」があり、それに従って青銅器全体を製作したと推測した。

またさらに時代の下った例として戦国前期の曾侯乙墓出土武器銘文では、同銘武器の各銘を一文字ごとに分けると、筆画の細部まで完全に一致するわけではないが、各筆画の中軸線が一致することから、一文字ごとの文字原型が使われた可能性が指摘されている(吉開1996)。同銘ということ製作時に使用した1点の工具に帰することで、曾侯乙墓で出土した青銅武器群をひとつの工房に由来するものと考えた。

このように、文字の形態差に関する議論は、西周青銅器研究の中では王室工房と諸侯工房との差として捉えられていたが、殷代青銅器の研究では、その対象が殷墟という一遺跡から出土する青銅器群内での比較となるが故に、より細分化されて、殷墟遺跡の製作工房内部の様相を反映する可能性をもつ。周知の通り、殷墟期の同銘青銅器では完全に同じ銘文は存在しない(岳他2012等)。よって、戦国青銅器のようなスタンブ状工具の存在を想定する必要はない。とはいえ、殷墟遺跡における近年の発掘調査では、同銘青銅器を多数副葬する墓が幾基も発見されており、その中には、完全には同じではないものの、極めて似通った形の銘文を持つ青銅器がしばしば一括出土する。それらの銘文同士は何の規範もなく、全くランダムに施されたとも考え難く、上述のように、婦好墓青銅器群の銘文製作者に対していくつかの想定がなされたように、何らかの規範が存在し、それは当時の青銅器生産のあり方を反映するものと思われる。このような想定の下、本

稿では特に同銘武器群の文字形態に関する議論から、青銅武器の生産のあり方の復元を試みた。

青銅器を製作するとき、鑄型の製作は非常に重要な作業段階のひとつである。鑄型製作では、紋様と銘文をどのようにして施すのかということも重要な要素であり、特に容器のような複雑な製品を中心に、これまで長い間議論されてきた。一方で、青銅武器は平面的な器物であり、一般に双合范を使って鑄造すると理解されている。製品上で凹線の銘文や紋様はおそらく原型上に施したものを鑄型に転写させたと考えられ、一方で、製品上で凸線の銘文や紋様はおそらく鑄型上で凹線により彫り込んだものと考えられる。つまり、本稿で議論を行う文字の形の違いとは、青銅器製作時の鑄型上での文字の形の違いと考えられる。

### 3. 用語の整理—「書体」「字体」「字形」

文字の形の差異を論じる際、しばしば「書体」「字体」「字形」といった概念が使われる。その定義は各人によって異なることも多い。本稿では近年大西によって整理された次の定義に従うことにする（大西・宮本 2009）。

「字形」：筆画の太さや細さ、丸いか四角いか、縦長か横長か等、個人の書き癖やその場限りの微細な形の違い。

「字体」：文字の規格を議論する時に使う用語。筆画の多寡や画数の違い等。一つの語に対して字体の異なる複数の字は「異体字」と呼ぶ。

「書体」：ある一つの体系としての文字のデザインを指す。楷書体・隸書体・篆書体等。それぞれの書体には楷書体に対する明朝体のように派生的な書体がいくつも存在する。

以上の整理に従えば、「字形」差と「字体」差は共時的なもの、「書体」はひとつの文字にとって通時的なものとも捉えられる。とりわけ、本稿の検討対象は殷後期という限られた時間内の文字であり、そこに文字形態の差異が認められるとすれば、それは、「字体」或いは「字形」レベルでの差異である可能性が高い。「書体」については、本稿に限って言えば、基本的に考慮に入れる必要はないと考える。そして、個人の認識・技術の差異に起因する「字形」とは、規格の違いに起因する「字体」の下位概念として理解できよう。

ここで、前節で述べた「鑄型上での文字の形の違い」と、本節で整理した「字体」「字形」との関係を整理解する。注意すべきは、金文の製作においては、下書き

を書いた“書き手”と鑄型への“彫り手”という2段階の作業工程及びその担当者が存在することである（林 1979）。それならば、銘文の文字形態には、①銘文の下書きを書いた人間、つまり“書き手”の文字認識レベルと、②その下書きに従って実際に鑄型に銘文を彫った人間、つまり“彫り手”の文字認識レベル及び技術レベルが反映されるはずである。では、上で整理した「字形」「字体」という概念と、銘文の下書きを書いた“書き手”と鑄型に銘文を彫った“彫り手”との関係はどのように解釈できるだろうか。下書きとは“銘文製作における”ひとつの規範であり、「字体」として認識できると考える。また、ひとつの下書きをもとに鑄型上に彫られた個々の銘文は、基本的にはさらに個々の「字形」を持つことになる。本稿では、「字体」「字形」という用語を以上のように定義して使用することとする。

### 4. 武器銘の集成と分類

次に、殷代青銅武器銘の集成を行う。

青銅武器は、青銅容器と同じように、一般に墓の副葬品として検出される。その副葬数は青銅容器同様、墓の規模に比例する。また、例えば殷墟西区墓地に見られるように、青銅容器が副葬されない小規模の墓で1～数点の銅戈だけが副葬されるという現象も見られる（中国社科院考古所安陽工作隊 1979）。

花東 54 号墓では銅鉞・銅戈・銅矛という3種の武器にそれぞれに銘文が施され、その中の銅戈と銅矛で、器物の形態・寸法・紋様・銘文の規定されたモデルによるセット製作の可能性が確認された。本稿では、最初に、銅戈・銅矛に見られる同銘青銅武器群を取り上げ、花東 54 号墓武器群と同様の傾向が見られるか否か検証した。次に、群を成さない有銘武器も集成し、これを本稿での検討の補助材料とした。一般に有銘武器は銅戈に多く見られるが、紋様のような対称性、施紋技法との共通性、緑松石の象嵌などの特徴については、群を成さない単独の有銘銅戈を材料として検証することも可能であると考えられる。また、基本的に群を成さない銅鉞についてもこの検討方法は有効であろう。もしこのような特徴が該当すれば、やはり武器製作においては銘文の製作も紋様を施した者によって行われたと考える材料となり得る。このような目的から、本節後半では、単独で存在する有銘戈・鉞についても集成を試みた。なお、集成に際しては、武器の表・裏両面の拓本が示される『殷周金文集成』（中国社科院考古所 1992、1994）（以下では『集成』と省略する）を手掛かりとして情報収集を試みた。

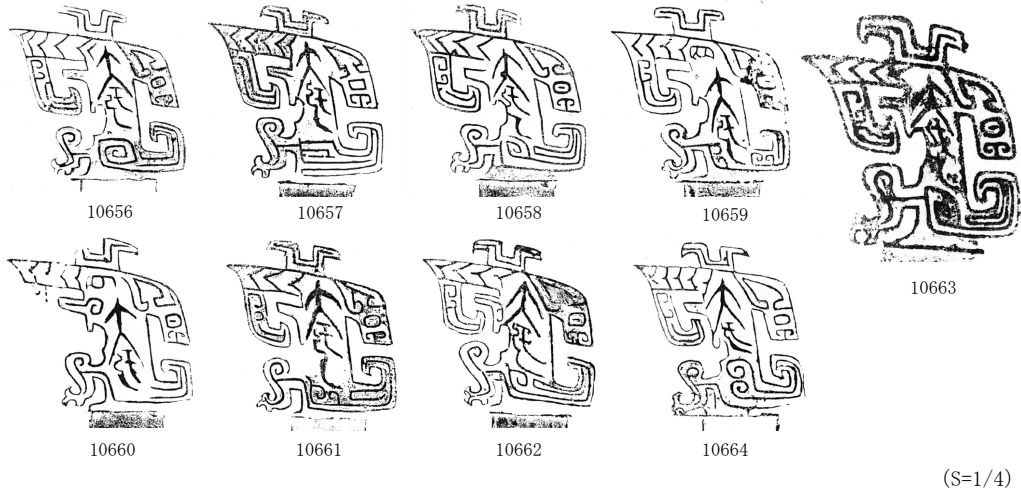


図2「大于」銘銅戈群一覧

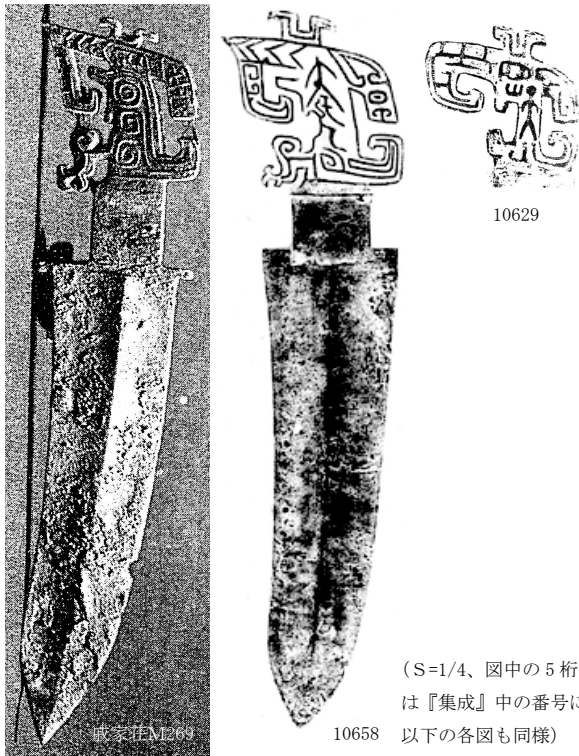


図1 有銘鳥形曲内戈

(1) 同銘青銅武器群に関する検討

本節前半では、同銘青銅武器群に関する検討を行う。検討材料は、①「大于」銘鳥紋銅戈群、②殷墟戚家莊 269 号墓出土の「爰」銘鳥紋銅戈群、③「亜眞」銘銅戈群、④「亜醜」銘銅矛群、⑤「大于」銘銅矛群、以上の 5 組の武器群である。

① 「大于」銘鳥紋銅戈群

図1は凸線で作られた紋様の中に陽紋銘を施した

戈である。この種の戈は皆、内の外形線と内の内部表面の細い凸線で以て鳥の形が表現される。紋様を構成する凸線の中に銘文の凸線も同じような太さで鑄出される。やはり銘文は紋様の中に埋没しているような印象を与える。鑄型上で紋様を凹線で施したときに、銘文も合わせて凹線で施したものであると思われる。有銘鳥形曲内戈は管見の限り、殷墟戚家莊 269 号墓出土「爰」銘銅戈 10 点(安陽市文物工作隊 1991)(図1左)、『旅順博物館蔵「天」銘銅戈 1 点(図1右)、中国国家博物館蔵「□」銘銅戈 1 点、遼寧省博物館蔵品などの「大于」銘銅戈 9 点(図1中)しか見当たらない。上で挙げた他の有銘銅戈が製作される中で限定的に製作された器物群であるのかもしれない。

これらの鳥形陽紋銘戈のうち、複数点の拓本が公開されているのは、「大于」銘銅戈 9 点のみである(図2)。これら 9 点を比較すると、それぞれの銘文は字体が統一されているだけでなく、字形レベルでも極めて近い関係にあることが分かる。また、10663を除いた 8 点は、鳥を象った内部分の外形線がほぼ一致する。これに対して、内の表面に鑄出された鳥の形を表現した凸線は、その細部において 1 点ずつ僅かな違いが認められる。1つの原型をもとに外形線だけの鑄型を複数点製作した後、製品上で凸線となる細かい紋様は、モデルを参考にしながら鑄型上で 1 点ずつ凹線として彫り込んでいったものと推測される。銘文もまたこの段階で鑄型上に彫ったのだろう。このように想像される工程や線の幅などから考え、この銅戈群の銘文の製作もまた、おそらく紋様を施した者によると推測される。さらに言えば、字形レベルでもほぼ統一されている。そうであるとする、当該器物群の銘文は同一人物によって製作されたか、或いは仮にそ

それぞれの銘文が異なる製作者によって施されたとしても、銘文を施した者たちの間には各々の字形をできる限り統一させようという意識が存在していた可能性が考えられる。つまり、繰り返しを避ける青銅容器類の銘文とは全く異なる製作状況が想定される。なお、本「大于」銘銅戈群の時期については、殷墟 3 期に区分される戚家荘 269 号墓で上記の「爰」銘銅戈群が相伴しており、これとの形態の比較により、同じく 3 期に属すと考える。

## ② 「爰」銘鳥形銅戈群

次に挙げるのは、殷墟戚家荘 269 号墓で出土した「爰」銘銅戈である(図 1 左)。当該戈について、発掘報告書では、図 1 左で提示した M269:4 の 1 点しか実測図・拓本・写真が掲載されないものの、実際にはこれと形態・寸法・紋様及び銘文まで基本的に同一とされる銅戈が M269:4 を含めて 10 点出土したと記される(安陽市文物工作隊 1991)。この記述からすると、おそらく上記の「大于」銘銅戈群と同じような製作状況を想定することができるだろう。当該銅戈群の時期については、上記の通り殷墟 3 期とされる。

## ③ 「亜真」銘銅戈群

次に、本学所蔵の資料を挙げることで本検討の参考材料としたい。現在文学部列品室では図 3 のような遺物(登録番号 c118)を所蔵している。本遺物はこれまで「青銅製容器破片」として登録されていたが、改めて見直してみると股代に特徴的に見られる青銅製の盞式戈(器物本体に柄を差し込むことのできる盞(=ソケット部分)を備えたタイプの戈)の内部分の破片であることが分かった<sup>3)</sup>。収蔵時のカード作成に際して撮影されたと思われる登録カードの写真もまた、現状と同じ形をしており、内以外の部分は収蔵時の段階ですでに欠損していたことが分かる。破損や錆が著しいものの、内の表面には表・裏共に緑松石の象嵌されていた痕跡が見られる。一部の緑松石は今も象嵌された状態を保っている(図 3 の斜線部分)。緑松石を象嵌する紋様のラインは、器そのものの表面からほぼ垂直に彫り下げた凹線によって作られており、その線の深さはおよそ 3mm で統一される。線の断面形は長方形である。なおかつ、一つの面において統一されるだけでなく、表裏両面でもほぼ差がない。実際の製作の際には、原型にこのような施紋をした上で、それを鋳型に転写させたと考えられる。そして、さらによく観察すると、内の両面に「亜真」銘を持つことも分かった。

なお、両面の文字は図 3 の通り、鏡文字の関係にある。紋様だけでなく、銘文にも緑松石の象嵌されていた痕跡が見られる。表裏ともに、鏡文字であることを除けば、同一字体であるだけでなく、字形上の差異もほぼなく、紋様部分と銘文部分の線の彫り込み方も統一され、共に緑松石が象嵌される。これらの特徴は皆、第 1 節で述べた花東 54 号墓の武器銘と同じである。

本遺物の類似資料を『集成』で探してみると、7 点の「亜真」銘銅戈が見つかった(図 4)。他に『金文著録簡目』(孫 1981)・『殷周金文総著録表』(劉 2008)・『商周青銅器銘文暨図像集成』(呉 2012)を見てもこれら 7 点しか挙げられておらず、現在までのところ公表されている「亜真」銘銅戈は 7 点という見解でよいと思われる。また、そうであるとなると、本学所蔵の「亜真」銘盞式銅戈片は、従来知られていなかった新しい「亜真」銘青銅戈として位置づけられることになる。

これらの類似資料 7 点のうち、10830～10832 及び 10835 の 4 点は皆盞式戈、10833 は直内戈である。19834・10836 は『集成』、またその他の図録を見ても、内部分の拓本しか掲載がなく、戈の種類の特定は困難である。図 4 を見ると、これらの「亜真」銘は、鏡文字か否か、銘が両面にあるか或いは片面だけかという点での違いは存在するものの、銘文の字体は統一されていることが分かる<sup>4)</sup>。特に、c118 および類似資料中の盞式戈 4 点は、皆両面に銘を持つ。また、字形レベルにおいてもほぼ統一されている。紋様は 7 点すべてにおいて、銘文の両脇に夔龍紋を施すという形で統一される。夔龍紋の形態も細部まで統一される。10835 では銘文・紋様を形作る凹線の中に緑松石の象嵌された痕跡があるとも言われる(水野 1967)<sup>5)</sup>。

本学所蔵資料は、銘文の字体・字形や紋様の種類とその細部の形態、また銘文・紋様共に緑松石を施すという点で、これらの資料と酷似する。『集成』掲載の「亜真」銘銅戈群および本学所蔵 c118 「亜真」銘銅戈 1 点は、地理的・時間的に同一環境下において、器物・銘文共に、ひとつのモデルに基づいてセット製作されたと考えられることも可能であろう。

次に、本学所蔵青銅戈の由来について検討する。上記 7 点それぞれの掲載された最も古い金文著録を確認すると、10831 および 10833 は、梁上椿が 1943 年に出版した『巖窟吉金図録』巻下第九葉および第二十九葉に収録されていた(梁編 1943)。『巖窟吉金図録』中で、10831 は 1939(民国 28)年、10833 は 1940(民国 29)年にそれぞれ安陽で新しく出土したものと記される。なおかつ、10833 が出土した

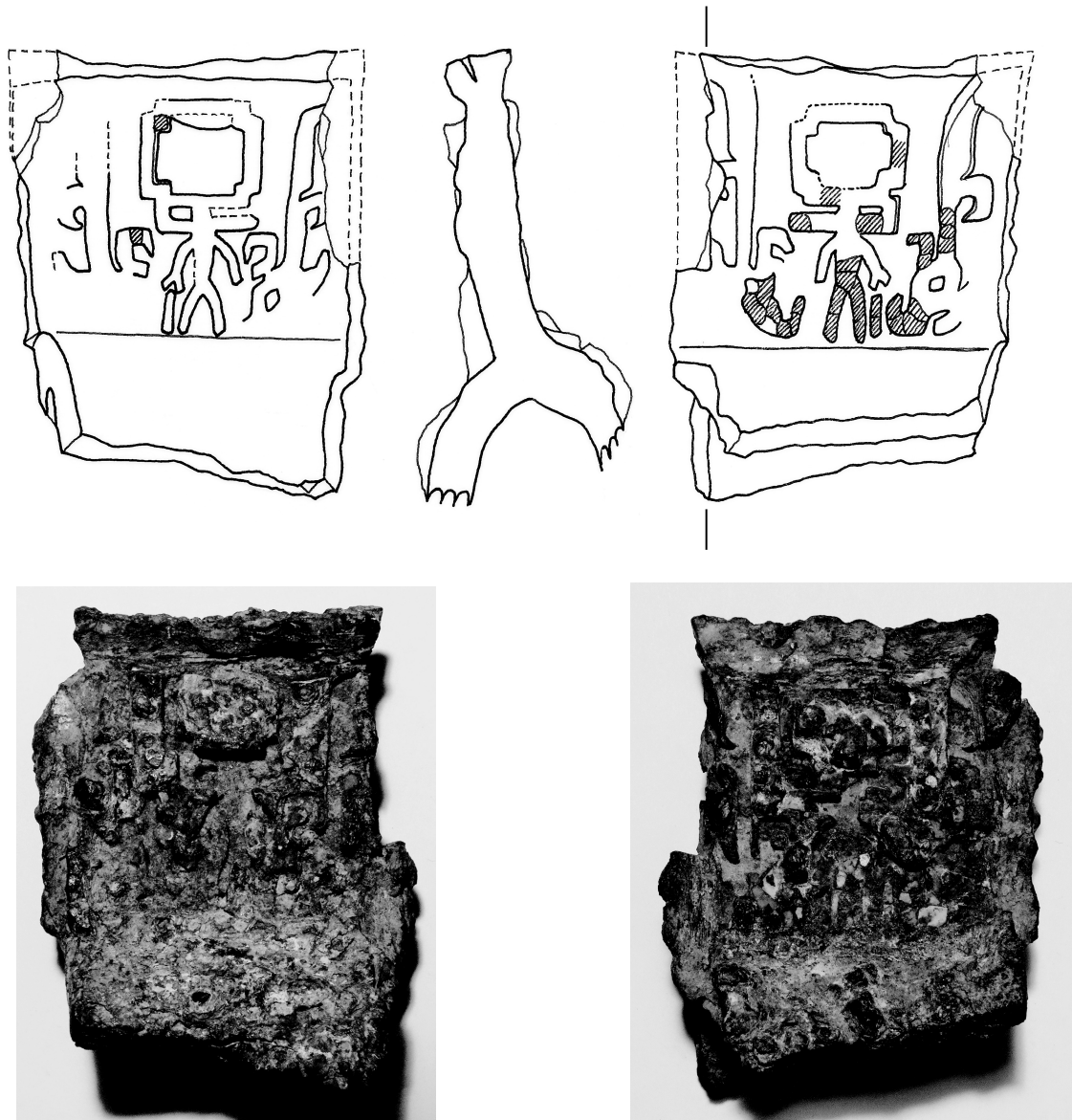


図3 文学部列品室所蔵有銘銅戈破片(登録番号 c118)

(S=1/1)

ときの状況として、多少形は異なるけれども同じく「亜真」銘を有する青銅器が10数点共伴したとの情報も記される。この一文では形にも言及していることから、ここで言うところの「亜真銘を有する青銅器」というのは青銅戈のことと推測される。その他、10835は、『集成』では著録名は記されていないが、『金文著録簡目』を引いてみると、「殷周青銅器」の簡称で表される著録に掲載されているとの情報がある。しかし、当該書の「引用書目及其簡称」の一覧には情報が掲載されず、原典に当たることができない(孫1981)。ただし、『集成』での記述から、現在奈良県天理大学天理参考館に所蔵されていることだけは分かる。梅原末治が残した「梅原考古資料」(東洋文庫所蔵)に当たったところ、当該戈の記録が見つかった。C III E-42がこれに該当し、10835に関する写真・拓本・実測

図が残されている。またその中のC III E-42/5881「天理参考館に齎された古銅利器」の封面にある記録によれば、天理参考館の所蔵する青銅武器類は昭和6、7年(1931、1932年)から終戦時(1945年)までの間に片倉氏が蒐集したものであること、その期間とはまさに殷墟遺跡の発掘が行われている時期のことであり、殷墟の出土品である可能性のあること、それらが1949(昭和24)年初めに古美術市場に現れ天理参考館に齎されたので調査したのが当該考古資料であることが知られる。なお、この資料には1959(昭和34)年8月4日の日付が記されており、記名はないが、その筆跡からは梅原末治本人によるものと推測される。そうであるとすると、10835もまた10831・10833とほぼ同じ時期に日本に齎されたこととなり、同様の由来を持つ可能性が高い。また、これら3点

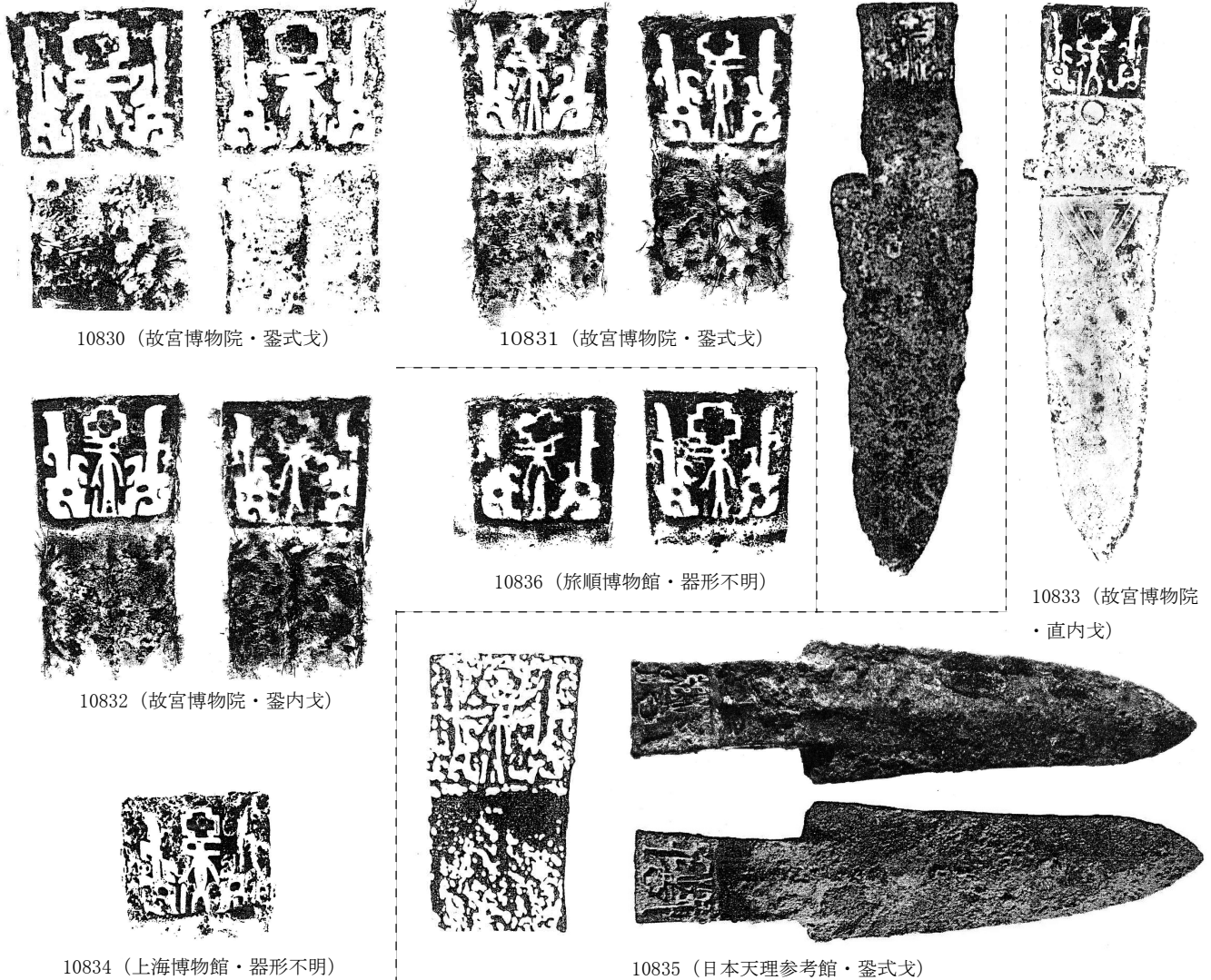


図 4 c118 銅戈類似資料

以外については、『集成』の「戈戟類銘文説明」の記述から、同書編集時それぞれに故宮博物院・上海博物館・旅順博物館に収蔵されてはいるが、それ以前の金文著録に収録されていなかったことが知られる（中国社科院考古所 1992）。上記 3 点の由来から推測するに、これらの「亜真」銘戈が金文著録にほとんど掲載されてこなかったのは、出土年代に起因する可能性が高そうである。本学所蔵戈の収蔵経緯は、現在考古学研究室に伝わる登録カード・台帳には一切記されていない。しかし、類似資料に関する以上のような状況から推測するに、本学所蔵「亜真」銘戈も含めたこれらの「亜真」銘戈は、10833 出土時に共伴した 10 数点の銅戈そのものである可能性も十分にある。そして、本学所蔵「亜真」銘戈の内については、出土後間もなくして何らかの形で日本に齎され、本学に収蔵されたのだろう。先に、これらの「亜真」銘銅戈群が地理的・時間

的に同一環境下でセット製作されたと推測したが、このことは他の類似資料の収蔵経緯からもその可能性が言えそうである。

本学所蔵資料からは、一個体上の両面に施された 2 つの同一銘が同一字形をとり、かつ左右対称の関係であること、銘文と紋様の製作技法上での共通点、銘文・紋様共に緑松石を象嵌することが確認できた。これらのことから、やはり武器銘の製作は紋様を施した者によって行われた可能性が高そうである。また、10830～10832・10835 および本学所蔵 c118 の 5 点の間では、盞式戈の器形をとること、紋様と銘文の字体の選択が共通しており、セット製作された可能性も言うことができよう。つまり、花東 54 号墓武器群に見られた傾向を「亜真」銘銅戈群にも見て取ることができる。

最後に、これらの「亜真」銘銅戈群の年代について

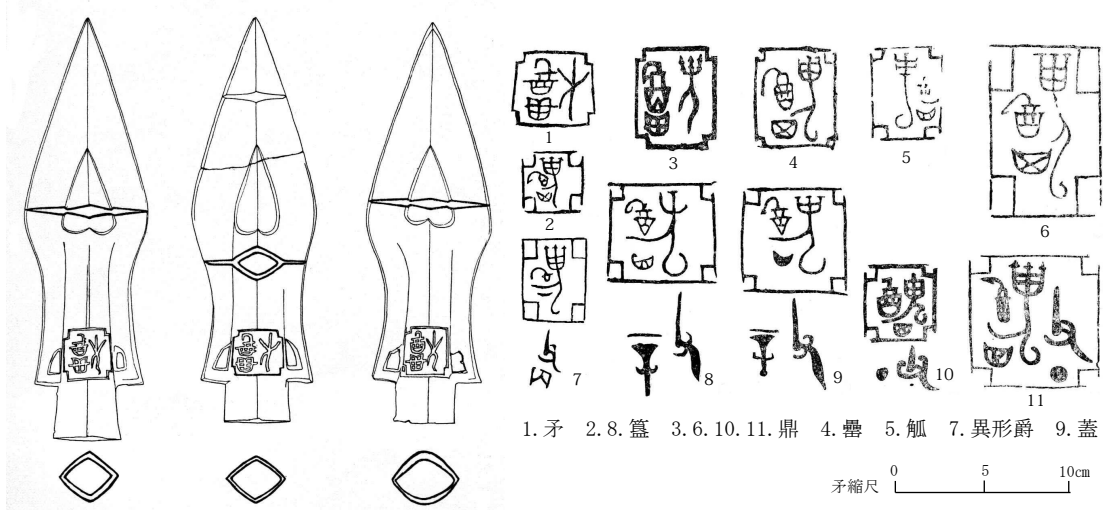


図5「亜醜」銘銅矛群一覧

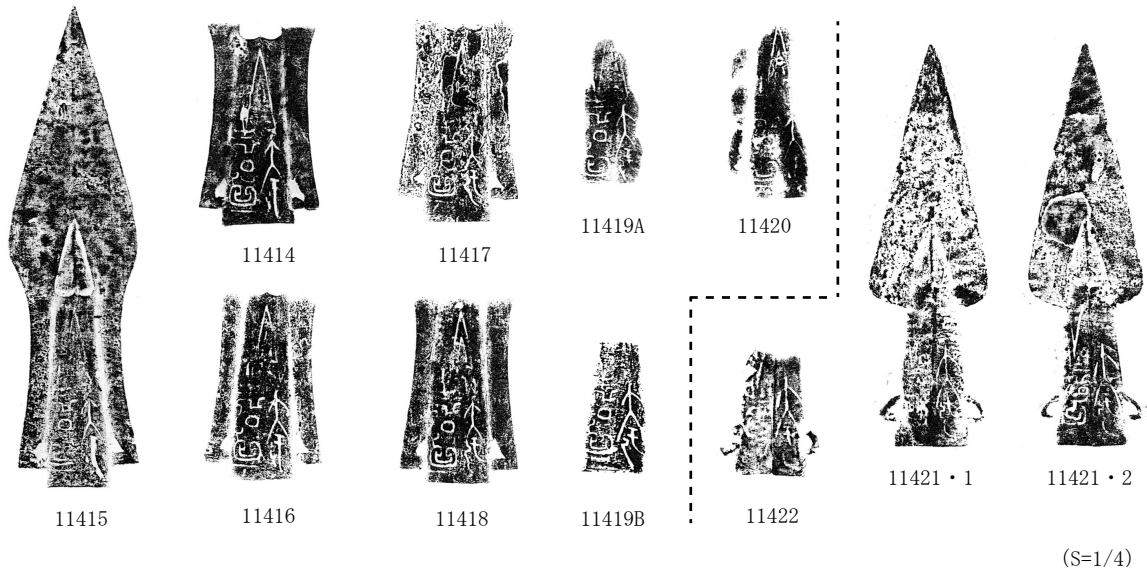


図6「大于」銘銅矛群一覧

て触れておく。銅戈全体の写真或いは拓本が残されているのは、10831・10835 盞式戈及び 10833 直内戈の3点である。10831・10835 盞式戈の形態的特徴は、やや幅広の三角形の援、上下の関、盞の断面は楕円形で表面に凹凸を持つことなどである。このような盞式戈は殷墟2～4期とされる(今井2000)。また、10833 直内戈の形態的特徴は、太い三画形の援で対称性を持たないこと、援の上片と内の上片が一直線になること、援下辺の後端が関と共に若干下に伸びていること等が挙げられる。このような直内戈は殷墟1～3期とされる(今井2000)。援下辺の後端の形からすると4期への連続性がうかがわれ、1～3期の中でも、比較的遅い時期に属すると考える。以上よ

り、ここで挙げた「亜眞」銘銅戈群の製作時期も殷墟2期を遡ることはないと考え。

#### ④「亜醜」銘銅矛群

有銘銅矛はほぼ一個体到一个の銘文しか持たないため、文字そのものの対称性に関する検討を行うことは難しい。ここでは、花東54号墓武器銘に見られたそれ以外の特徴、すなわち銘文と施紋との関係性、セット製作されたと考えられる有銘武器の銘文の文字形態が字形レベルでほぼ統一されている可能性について、それ以外の有銘青銅矛群の例を挙げて検証する。

まず「亜醜」銘銅矛3点を挙げる(図5)(岡崎1953)。報告者の岡崎は、この銘を青銅容器に見られ



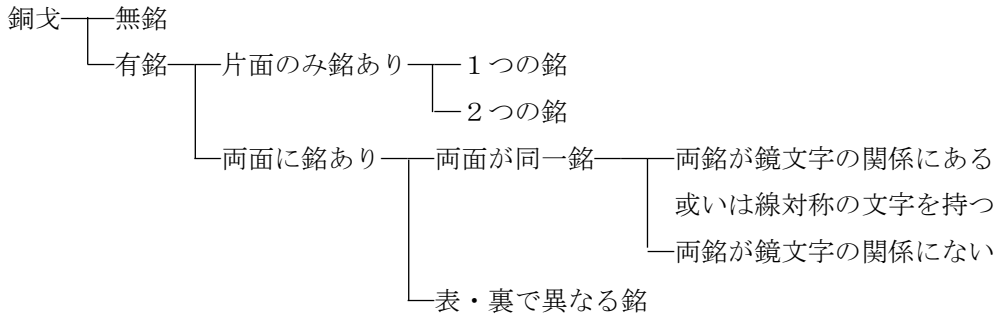


図7 銅戈とその銘文による分類

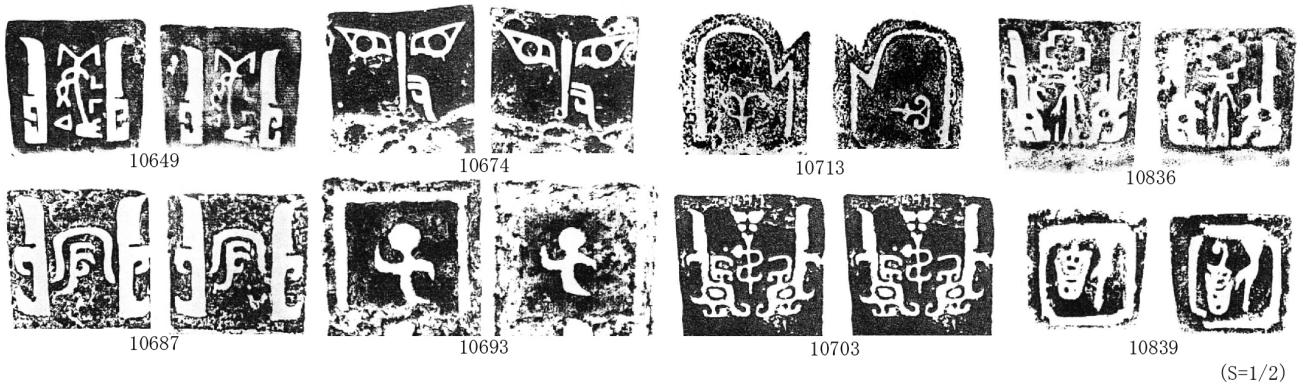


図9 表裏同一銘(2)

る「亜醜」銘と比較し、矛銘で光のように表される字(図5-1参照)は「鬼」字を略したものと述べる。このことから、花東54号墓武器銘に見られた、武器銘には簡略化した字体を使うという状況が「亜醜」銘でも見られることが分かる。また、『集成』19438～19443でも、「亜醜」銘銅矛の銘6点が収録されているが、やはり図5-1と同じ字体である。なお、時期については、葉を覆う胡が比較的下の方まで延びており、殷墟3期頃のものとして推定される。

⑤ 「大于」銘銅戈群

同銘青銅矛群の二つ目の例として「大于」銘銅矛群を取り上げる。『集成』11414～11422には「大于」銘銅矛9点が掲載される(図6)。これも片面にしか銘のないものばかりである。一見して分かる通り、各個体間での銘文の文字形態は同一字体であるだけでなく、字形レベルでもほぼ統一されている。また柄の右半分に銘文が施され、左半分には紋様が施される。拓本からの判断ではあるが、銘文と紋様の線の細さは共通しており、両者が同時に同じ工具を使用して施された可能性は否定できない。なお、銅矛そのものの形態的特徴により、11415～11420と11421～11422の2群に分類可能である。前者が殷墟3～4期、後

者が殷墟4期に多い。

これらの銅矛銘は、鏡文字ではない(そもそもほとんどの銘が一個体に1つしか銘を持たない)ものの、各個体間での銘文の文字形態は、字体レベルのみならず、字形レベルでもほぼ統一されていることが分かる。また、銅戈とその銘文同様、紋様との関係性が指摘できる。おそらく銘文は紋様を施した者によって製作され、なおかつセット製作されたものと推測される。有銘銅矛の生産もまた、やはり容器類とは異なるあり方の中で生産された可能性が高い。

(2) 単独の有銘青銅戈及び鉞に関する検討

(1)で挙げた資料群からは、武器銘は紋様の要素をもち、おそらく紋様を施した者によって製作されたこと、また同銘武器群は器物そのものの形態・寸法・紋様・銘文までも含めて、ひとつのモデルに基づいて量産された可能性の高いこと、そしてそうであるとすると、青銅武器の生産は容器類とは異なるあり方であったと想定できた。

同銘武器群に見られた特徴のうち、鏡文字に見られる紋様のような対称性、施紋方法との共通性、緑松石の象嵌などの特徴については、群を成さない単独の武器を材料とすることでも検証が可能である。次に、銘



図8 表裏同一銘(1)

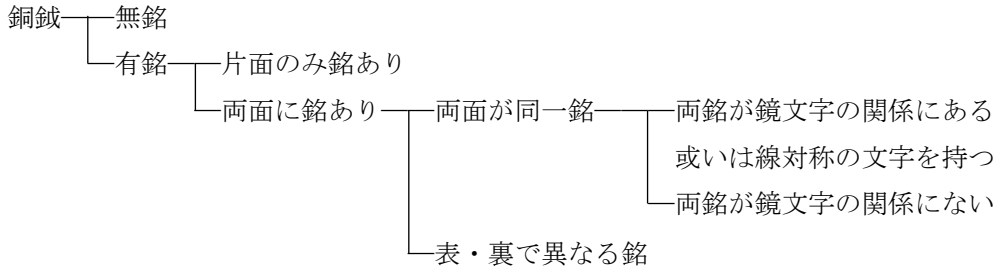


図 11 銅鉞とその銘文による分類

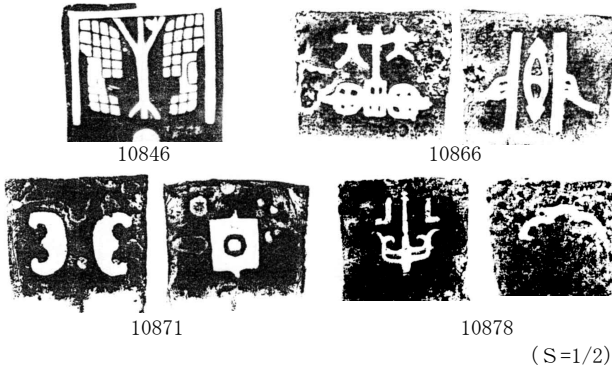


図 10 左右対称を意識したと考えられるもの

文の施されることの比較的多い銅戈のうち、群を成さないものと、群を成すことが稀である銅鉞の銘文を集成し、本稿での検討の補助資料としたい。

### ① 銅戈銘の集成と分類

銅戈の銘文は一般に内部分に施される。また、銅戈とその銘文の関係は、現在までに出土している資料からは、図 7 のように分類することができる。

ここで検討するのは、銅戈の銘文に紋様の要素があったか否か、その一例として紋様と同じように左右対称の意識が働いていたか否かという問題である。よって、まず一個体上で同一銘を 2 つ持つものが検討の対象とした。なお、現状において 3 つ以上の同一銘を持つ銅戈は存在しないので、4 つ以上の偶数個のパターンを考慮する必要はない。上記の分類の中でこれに相当するのは、一個体の両面に同一銘を施すもの、一個体の片面に同一銘を 2 つ施すものである。後者のようなパターンは現状では花東 54 号墓出土銅戈に限られるので、検討対象外である。よって、一個体の両面に同一銘を施すものを『集成』から収集した。合計 94 点ある。そのうち、両面ともに同一銘であり両者が鏡文字であるか、或いはそもそも線対称の文字であるものが 54 点 (図 8)、両面ともに同一銘であるが鏡文字の関係にはないものが 11 点 (図 9) である。前者のうち、鏡文字は、一般的に考えれば自然には生

まれず、意識的に左右対称の状況を作り出したと考えられる。また、後者はそもそも左右対称の文字である。両面ともに同一銘であるもののうち、8 割以上がこれに該当する。そして後者もまた、文字の部分が左右対称ではないものの、(図 9) を見れば分かるように、表・裏両面の銘は、同一字体かつ同一字形とまで言えるほどの繰り返しを意識しており、明らかに容器銘とは異なる意識の下で製作されたと推測される。この他、表裏で異なる銘を持つものが 29 点である。

さらに、完全な鏡文字とは言えないものの、線対称であることを意識したと思われる銘も散見される。図 10 に示した各銘文は片面のみに施されたか、表裏で異なる銘を持つものであり、図 8 で示したような表裏で鏡文字の関係にあるわけではない。しかし、片面の中においては左右対称に作ることを意識していると思われる。また、花東 54 号墓武器群の検討では銘文製作と施紋は同一の製作者によるのではないかということ指摘したが、これらの銅戈銘を見ても、鏡文字であるか否かに関わらず、銘文と周囲の紋様のあり方は比較的近いものが多く、花東 54 号墓と同様のことが言えそうである。

以上のように、銅戈銘は往々にして花東 54 号墓出土青銅武器群と共通する特徴を持つことが分かる。すなわち、銘文ではしばしば鏡文字が使われること、銘文と紋様の線の太さがしばしば一致する。おそらく銘文の製作は紋様を施した者によって行われたと推測される。銅戈とその銘文の製作では、明らかに容器類の製作とは異なる特徴を持つ。これらの特徴は、ただ花東 54 号墓出土青銅器群だけに言えることではなく、殷後期において広く銅戈銘一般への共通認識であった可能性が高いと考える。

### ② 銅鉞銘の集成と分類

銅鉞の銘文は、柄に施される場合と刃部上方に施される場合の 2 種類がある。先に述べたように、そもそも銅鉞それ自体の出土数が限られ、発掘調査によって確認された有銘銅鉞は婦好墓出土の「婦好」鉞 2 点・

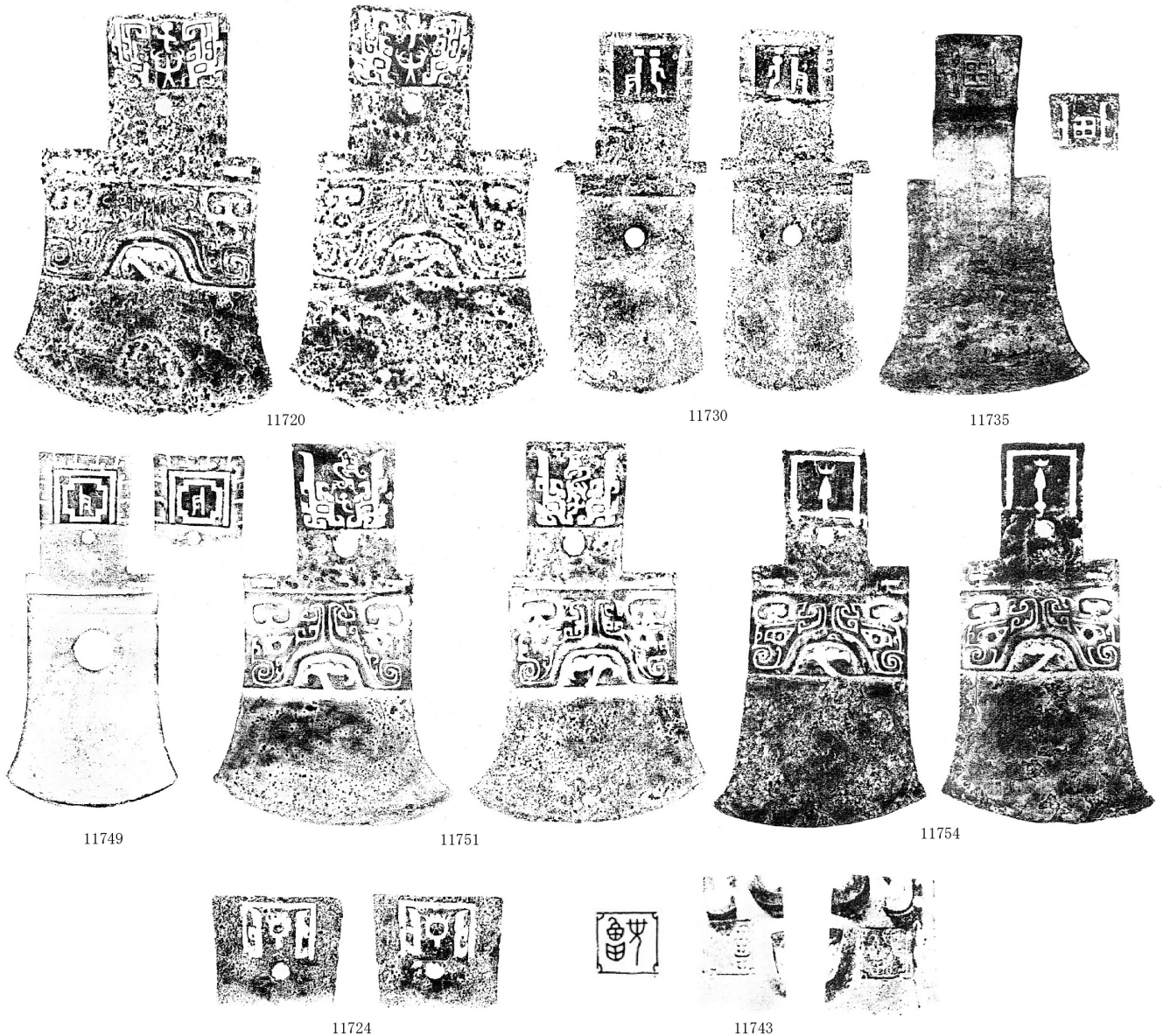


図12 銅鉞銘に見られる鏡文字 (S=1/3)

「亜啓」鉞1点、すでに検討済みの花東54号墓出土「亜長」鉞1点のみである。鉞銘についても『集成』掲載の情報を利用して、銘文の線対称性、銘文と紋様との関係性について検討する。戈と同じように、すべての鉞を銘文との関係によって分類すれば、図11のように整理できる。

この他、例外的に山東省蘇埠屯遺跡出土の「亜醜」銘銅鉞には表裏合わせて4つの同一銘が見られる。一面において右肩・左肩にそれぞれ施された銘が鏡文字の関係になっており、これが表裏両面で見られる(呉2012b)。

また、『集成』に掲載された銅鉞銘を図11に従って分類すると、同一銘が両面に施された9点のうち、

表裏の銘が鏡文字の関係にあるものが8点、そうでないものが1点であった。やはり往々にして両銘は鏡文字の関係をとることが分かる(図12)。

## 5. 結論

本稿では、銅戈・銅鉞・銅矛の銘文を集成し、その文字の形や文字同士の関係性・紋様との関係性について整理した。それによれば、殷後期の青銅武器銘では、鏡文字を頻繁に取り入れたこと、線対称が意識されていること、鑄型への彫り込み方の点で施紋技法との共通点が見られること、銘文・紋様ともに緑松石を象嵌する例があることなどから、銘文製作が紋様を施した者によって行われた可能性が高いと考えた。また、容

器銘では器物ごと、或いは同一器物上の器と蓋とで明らかに異なる字形を選択するが、武器銘では一器物上の 2 つ以上の同一銘であってもほぼ同一の字形がとられるという点で容器銘とは明らかに異なる。さらに、本稿で取り上げた「大于」銘鳥形曲内戈群、「爰」銘鳥形曲内戈群、文学部列品室所蔵品を始めとする「亜眞」銘銅戈群、「亜醜」銘銅矛群、「大于」銘銅矛群などの同一銘の武器群の銘文は、字体のみならず、字形レベルにおいてもほぼ一致することから、器物本体・銘文ともにひとつのモデルに基づいて量産された可能性がある。この他、単独の有銘銅戈・銅鉞についても、鏡文字が使われることや、銘文・紋様の線の幅などからやはり紋様との共通性が見て取れ、上記の説を補うものとなった。上記の同銘武器群の時期を見てみると、殷墟期の中でも 3～4 期のものばかりである。殷墟 2 期末に位置する花東 54 号墓青銅器群で見られた生産のあり方は、決して当該青銅器群およびこれを製作した工房に限られる現象ではなく、その後の殷墟後半期を通じて採用されていたと言えよう<sup>6)</sup>。

殷代の武器銘は、以上のように、字体を統一するだけでなく、個体間の字形差までをもなるべく少なくしようという意識が働いていると考えられる。一方、容器銘では器物ごと、また同一器物上の器と蓋とでさえ明らかに異なる字形を選択する。これは、それぞれの銘文が複数の異なる彫り手によって彫られたから字形が異なるという結果になった可能性と一人の彫り手によって個体ごとに敢えて異なる字形で彫られた可能性とが考えられる。しかし、そのいずれであったとしても、繰り返されることのない容器銘と積極的に繰り返しを取り入れた武器銘とでは、銘文の位置づけが全く異なっていたと考えられる。

#### [注]

- 1) 筆者は、2014 年 7 月 12 日に成城大学で開催された中国出土資料学会 2014 年度第 1 回例会にて、「殷墟青銅器の製作者—花東 54 号墓「亜長」銘の字形分析—」というタイトルで報告を行っている。
- 2) 花東 54 号墓出土銅尊では、器物の口縁部外面に 2 つの同一銘が施される。しかし、尊の銘文は一般的には、底部内面に施されるものであり、外面に、かつ 2 銘施したものが発見されたのは初めてであると報告されている(中国社科院考古所 2007)。
- 3) 現在文学部列品室には合計 210 点の殷代及び殷墟関連資料(うち甲骨 109 点を含む)が収蔵されている(これは筆者による調査結果に基づく数値である)。これらは、材質・器種・用途等の面から見てそれぞれ万遍なく網羅されており、個々の資料が偶然に収集されたものの集合体というよりも、殷代遺物の標本と

して体系立てて意図的に収集されたという印象を受ける(筆者はこの点で、列品室の殷代資料群は他の中国関連資料のあり方とは異なると考えている)。中でも特に青銅戈は、今回新たに銅戈破片として認定された C118 以外に 9 点が収蔵されており、その他の殷代器物に比べて数が多く、また殷代銅戈の各型式・形式をできるだけ網羅する形で収集されている。遺物台帳や登録カード等の情報から判断すると、その多くは C118 銅戈片と同じく、比較的早い時期に収集されたものであることが分かる。これらの青銅戈が収集された頃、駒井和愛が記した文章からは、駒井が中国青銅器文化の起源を探る手がかりのひとつとして、青銅戈、とりわけ盞式戈に対して興味を抱いていたことが分かる(駒井 1936a・b)。列品室の青銅戈は、このような問題関心の下で収集されたものと推測される。本稿で取り上げた C118 は、収集当時は「青銅容器破片」として登録されたものの、実際には盞式戈の破片であり、本来であれば上記のような青銅戈収集の一端として位置づけられたはずである。

- 4) 当該銅戈群以外に見られる「眞」字の各種字体については、例えば甲元 2006 等、「亜眞」銘青銅器群を取り扱った論考の中で見ることができる。また、甲元 2006 は、従来「亜眞」銘としばしば混同されてきた文字群の研究史にも詳しい。
- 5) なお、10835 天理参考館所蔵品に関する情報は、『殷周金文集成』では図 9 に挙げた左の拓本、『商周青銅器銘文暨圖像集成』では左の拓本とともに右下の写真が掲載される。一方で『天理参考館図録：中国篇』では図 9 に挙げた右上の写真だけが掲載されており、いずれも紹介文の中にはもう片面の情報が記されていない。三者を照会する 3 ことによって初めて、戈両面の内に、同一の銘文・紋様の施されていたと知ることができる。或いは、本文中で後述した、東洋文庫所蔵梅原考古資料 C III E-42 中の拓本は戈の内両面をとっており、各面に施された銘文と紋様に関する情報を一度に知ることができる。
- 6) この他、文源緑島 5 号墓で出土した青銅箕形器 (M5:2) (安陽市文物考古研究所 2011: 48) や王裕口南 94 号墓で出土した弓形器 (M94:54) (社科院考古所安陽工作隊 2012a) の銘文にも鏡文字が見られ、字形レベルでもほぼ一致する。文源緑島 5 号墓の場合、同一墓内では同銘の鼎 1 点・爵 1 点も出土しているが、この 2 器は鏡文字の形はとらない。このことは、当時の青銅器銘文及び青銅器物の製作体制を考える際にひとつの手掛かりとなるかもしれない。

#### [引用参考文献一覧]

(日文)

- 伊藤道治・大島利一・貝塚茂樹・小南一郎・近藤喬一・内藤戊申・永田英正・林巴奈夫・樋口隆康・松丸道雄 1976 「西周金文の辨偽をめぐって」『甲骨学』11: 21-68
- 今井晃樹 2000 「殷代青銅武器の編年とその性格」『考古学雑誌』85(3): 59-82
- 梅原末治 1959 「天理参考館に齎された古銅利器」(東洋文庫所蔵梅原考古資料 C III E-42 / 昭和 34 年 8 月 4 日)

- 大西克也・宮本徹編 2009 『アジアと漢字文化』放送大学教育振興会
- 岡崎敬 1953 「鉞と矛について：殷商青銅利器に関する一研究」『東方学報（京都）』23：135-165
- 角道亮介 2008 「宝鶏強人墓における葬礼の差異とその変化」『東京大学考古学研究室研究紀要』22：41-75
- 甲元眞之 2006 「殷系氏族の動向：眞銘銅器を中心として」：『東北アジアの青銅器文化と社会』同成社：93-116
- 駒井和愛 1936a 「殷虚文化私考」『歴史教育』11(1)（後に駒井和愛 1974『中国考古学論叢』慶友社に「殷墟文化私考」：16-20頁として再掲）
- 駒井和愛 1936b 「殷墟発見と伝うる犧首勾兵」『ミネルヴァ』1(5)（後に駒井和愛 1974『中国考古学論叢』慶友社：21-23頁に再掲）
- 崎川隆 2002 「書体分析による甲骨文字契刻者組織の復元」『史学』71(2,3)：221-263
- 田畑潤・近藤はる香 2010 「西周時代強国における対外関係についての考察：葬制と青銅器生産系統の分析から」『中国考古学』10：117-148
- 難波純子 1992 「婦好墓の青銅彝器群と流派」『泉屋博古館紀要』8：82-100
- 林巴奈夫 1979 「殷周青銅器銘文鑄造法に関する若干の問題」『東方学報』51：1-55
- 松丸道雄 1978 「西周青銅器製作の背景：周金文研究・序章」『東洋文化研究所紀要』72：1-128（松丸道雄編 1980『西周青銅器とその国家』東京大学出版会：11-136に再掲）
- 松丸道雄 1979 「西周青銅器中の諸侯製作器について：周金文研究・序章その二」『東洋文化』59：1-48（松丸道雄編 1980『西周青銅器とその国家』東京大学出版会：137-184に再掲）
- 水野清一監修 1967 『天理参考館図録：中国篇』朝日新聞社
- （中文）
- 安陽市文物工作隊 1991 「殷墟戚家莊東 269 号墓」『考古学報』1991(3)：325-352
- 于省吾編著 1957 『考古学專刊乙種第六号：商周金文録遺』科学出版社
- 何毓靈・岳占偉 2012 「論殷墟出土的三枚青銅印章及相關問題」『考古』2012(12)：70-77
- 岳占偉・岳洪彬・劉煜 2012 「殷墟青銅器銘文的製作方法」『中原文物』2012(4)：62-68
- 河南省文物考古研究所編著 2001 『鄭州商城：1953～1985年考古發掘報告』文物出版社
- 吳鎮烽編著 2012a 『商周青銅器銘文暨圖像集成：第三十卷兵器・戈戟』上海古籍出版社

- 吳鎮烽編著 2012b 『商周青銅器銘文暨圖像集成：第三十三卷兵器・矛戈劍鉞鉞戚刀削』上海古籍出版社
- 孫稚離 1981 『金文著録簡目』中華書局
- 中国社会科学院考古研究所編 1992 『殷周金文集成：第 17 冊：戈、戟』中華書局
- 中国社会科学院考古研究所編 1994 『殷周金文集成：第 18 冊：矛、劍、雜兵、車馬器、符飾』中華書局
- 中国社会科学院考古研究所編著 2007 『安陽殷墟花園莊東地商代墓葬』科学出版社
- 中国社会科学院考古研究所・安陽市文物考古研究所編著 2008 『殷墟新出土青銅器』雲南人民出版社
- 中国社会科学院考古研究所安陽工作隊 1979 「1969-1977 年殷墟西区墓葬發掘報告」『考古学報』1979(1)：27-146
- 鄭振香 1983 「婦好墓出土司母戊銘文銅器的探討」『考古』1985-8：716-725
- 鄭振香・陳志達 1985 「婦好墓部分成套銅器銘文的探討」『考古』1985-10：940-947
- 劉雨・潘丁・盧岩・王文亮編著 2008 『殷周金文總著録表』中華書局
- 梁上椿編 1943 『巖窟吉金図録』彩華印刷局

（英文）

Barnard, N. 1985 *The Study of Clan-sign Inscription of Shang, Study of Shang Archaeology*, Yale University Press

〔図版・表出典一覧〕

- 図 1 左は安陽市文物工作隊1991に掲載された写真を反転させたもの。中及び右は中国社科院考古所1992より転載。
- 図 2 中国社科院考古所1992より転載
- 図 3 筆者による実測・写真撮影
- 図 4 10831右・10835右下は呉2012aより転載。10835右上は水野1967より転載。他はすべて中国社科院考古所1992より転載。
- 図 5 岡崎1953を一部改変
- 図 6 中国社科院考古所1994より転載
- 図 7 筆者作成
- 図 8 中国社科院考古所1992より転載
- 図 9 中国社科院考古所1992より転載
- 図 10 中国社科院考古所1992より転載
- 図 11 筆者作成
- 図 11 筆者作成
- 図 12 中国社科院考古所1994より転載
- 図 13 筆者作成

# 商代青铜兵器与其铭文制作

## —以字体与字形为中心—

铃木 舞

到现在为止，很多学者对商周青铜器特别是容器的铭文有过深入的研究。虽然学术界一般称之为“商周青铜器铭文”，但是研究对象却主要集中在西周青铜器铭文，进而根据铭文内容来复原当时的历史。这是因为自商代晚期出现族徽后，到了商代末期才出现长文铭，西周时期得以继承和发展。同时，学界研究铭文字形时，其主要研究对象仍然集中在西周青铜器铭文。在这样的学术背景下，本文以学界容易忽视的商代青铜兵器与其铭文为主要研究对象来探讨其生产方式。

笔者曾经对殷墟花东 M54 出土青铜容器与兵器的铭文“长”字进行过字体研究，发现了当时按照器物本身的用途、器类、器形、纹饰来选择“长”字的各种字体。笔者以此现象为线索推测了在殷墟二期时，工匠们在作坊里制作该青铜器群时，容器与兵器是分开制作的。在花东 M54 出土的兵器制造上还有如下三个特点：一是铭文的字形。在一件器物上往往有两个同铭，而且这两个同铭往往采用同一字形或采用反转文字。一般来说，容器上的同铭只见于器身和器盖。而且有些学者曾经提出过，殷墟出土的同铭铜器，无论是同一器物器身和器盖的同铭，还是不同器物的同铭，铭文的字形或间架结构都不完全相同；二是铭文和纹饰的类似性。兵器铭文有采用绘画性较强或比较简单的字体的倾向，它在制作技术上和纹饰类似，都镶嵌绿松石。根据这些现象，笔者指出了由施纹者担任铭文制造的可能性。从这个方面来看，兵器铭文则完全异于容器铭文。三是兵器的生产方式。本文比较同一器形的几件兵器就发现它们不仅形状、尺寸、纹饰相同，而且铭文字形也基本上相同。当时的人们可能会在制造兵器时模仿一件模型来批量生产几件兵器群。如上三个特点都与容器生产方式不同。因而可以得出如下结论：花东 M54 出土青铜器群，兵器和容器是分开制造的。

本文为了验证如上的生产方式是否是花东 M54 出土青铜器所独有还是整个殷墟时期都能看到的现象，故收集了除该墓以外的商代兵器铭文材料来进行探讨。若是特例，如上现象只不过反映了花东 M54 青铜器群的生产方式。可是，若是普遍现象，则涉及到晚商青铜器的生产方式这样的重大问题。

通过如上的探讨，笔者推测同铭青铜兵器群与其铭文一般都按照器物本身的形状、纹饰、铭文字形批量生产，并且从铭文生产方式来看，兵器与容器的生产方式是不同的。另外，除了各同铭青铜兵器群以外，在单独制造的有铭铜戈的同铭上也可以看到反转文字和完全相同的字形；铭文与纹饰的制造痕迹也有类似性；在铭文与纹饰上都镶嵌绿松石等现象。而且，这些铜戈基本上集中出现于殷墟三、四期。通过以上研究，本文最后指出了分开制造容器与兵器这样的生产方式承续到殷墟后期。

本文兼对东京大学文学部陈列室收藏的“青铜制容器破片”（编号为 c118）作简要介绍。该遗物收藏以来登记为“青铜制容器破片”这个遗物名称，可是通过本次的整理工作发现它并不是容器残片而是盨式内戈的残片，也发现了在其内的两面上都有纹饰与“亚真”两个字。同时，通过各种金文著录收集的相关资料可以看出该铜戈残片可能是一九四〇年前后从安阳的某个单位出土的十几件铜戈之一。